

南米訪問団派遣事業業務委託 企画提案競技審査要領

1 目的

本審査要領は、南米訪問団派遣事業業務委託の委託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

2 審査方法

企画提案書及び企画提案者によるプレゼンテーションに基づき審査する。

3 審査員

次の者を審査員とする。

- (1) 国際課長
- (2) 国際課長が指名する者 2 名

4 審査評価内容

(1) 評価方法

- ・ 南米訪問団派遣事業業務委託仕様書で提示した事項について、企画提案書の内容を基に評価する。
- ・ 評価は、企画提案評価表の各評価項目について評価基準アにより 5 段階で行い、評価点を算出する。

ただし、評価項目「6 賃金水準向上の取組に関する加点」及び「7 女性の活躍推進の取組に関する加点」については上記評価方法によらず、条件を満たした項目について評価基準イ及びウどおりの評価点を与えるものとする。

- ・ 全評価項目の合計を 40 点満点とする。

(2) 審査項目及び配点

	審査項目	審査の視点	配点
1	利便性、効率性	利便性、効率性等に優れているか	5 点
2	安全性	安全面で問題はないか	5 点
3	組織体制	事業内容について十分理解し、委託者の要望や事業内容の変更に柔軟に対応し、本業務を円滑に遂行できる実務体制と判断できるか	5 点
4	バックアップ体制	現地支店、現地旅行代理店等があり、現地でのトラブルに十分な対応が出来る体制か	5 点
5	見積額	総経費は予算内であるとともに、手配予定のバスやガイドなどは派遣事業の目的を達成するために十分な質が確保されているか	5 点
6	その他	その他、特に評価できるものがあるか	5 点
7	賃金水準向上の取組	評価基準によって点数を算出	最大 5 点
8	女性活躍推進	評価基準によって点数を算出	最大 5 点
合計点			40 点

ア 評価基準

5段階評価	評価基準
5	記載・説明された内容が特に良い。
4	記載・説明された内容が良い。
3	記載・説明された内容が普通である。
2	記載・説明された内容がやや劣る。
1	記載・説明された内容が劣る。

イ 賃金水準向上の取組に関する評価基準および配点

大区分	小区分	評価点	
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率※1	1.50%以上	3	最大 5
	2.00%以上	4	
	3.00%以上	5	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5	

※1 所得税法第 226 条第 1 項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

ウ 女性の活躍推進に関する取組の評価基準

大区分	小区分		評価点	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 100 人以下の企業	女活法※2	各	最大
		次世代法※2	0.25	0.5
えるぼしチャレンジ企業認定※1			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法※2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法※2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法※2	ユースエール	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各 0.5	最大 1
	子ども・子育て支援知事表彰			
	男女共同参画社会づくり表彰			

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和 4 年 5 月から県が新たに認定する制度で主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を 1 つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）

(3) 選定方法

- ・審査員ごとに、各評価項目について評価を行い、評価票を作成する。
- ・各審査員の評価票の点数を集計し、総合点が高い順に順位を付ける。
- ・各審査員の評価における順位や意見等を基に、総合的な順位を決める。